

全ての荷主の皆様へ ～物流効率化に取り組みましょう～

2025年4月から物流効率化法が施行され、**全ての発荷主・着荷主**に対し、物流の効率化に向けた**努力義務**が課せられています

さらに2026年4月（予定）から**一定規模以上の荷主**には物流効率化の取組が**義務化**されます（裏面へ）

<全荷主> 2025年4月から努力義務化された **3**つの取組

① 積載効率の向上

- ・余裕あるリードタイムの設定
- ・発送量・納入量の適正化
- ・配車システムの導入
- ・複数荷主の貨物の積合せ、共同配送の実施 等



(例) 地域における配送の共同化

② 荷待ち時間の短縮

- ・トラック予約システムの導入及び適切な活用
- ・混雑時間を回避した日時指定
- ・出荷・納品日の分散 等



(例) トラック予約受付システムの導入

③ 荷役等時間の短縮

- ・パレット等の輸送器具の導入
- ・商品を識別するタグの導入
- ・検品の効率化
- ・バース等の荷捌き場の確保
- ・フォークリフトや作業員の適切な配置 等



(例) パレットの利用や検品の効率化

取組状況に関し、国が**指導・助言**をすることがあります

詳細はこちら



物流効率化法
ポータルサイト

詳細はこちら



経済産業省HP

詳細は
「物流効率化法ポータルサイト」
「経済産業省HP」をご確認ください



(お問合せはこちら)

四国運輸局	自動車交通部貨物課	(電話：087-802-6773)
四国経済産業局	産業部商務・流通産業課	(電話：087-811-8524)
中国四国農政局	経営・事業支援部食品企業課	(電話：086-224-4511)

▶ **一定規模以上の荷主（特定荷主）は計画の策定や定期の報告が義務化されます**
※規定による報告をしなかった場合、罰金が科せられる可能性があります

＜特定荷主となる事業規模＞

取扱貨物重量が

9万トン以上（年間）

2025年度の**取扱貨物重量の
算定**をお願いします



＜特定荷主＞2026年4月（予定）から義務化される**3**つの措置

① 中長期計画の提出

（変更がない限り5年に1度）

＜記載内容＞

1. 実施する措置
2. 実施する措置の具体的な内容・目標等
3. 実施期間等

② 定期報告の提出

（毎年度）

＜記載内容＞

1. 事業者の判断基準の遵守状況(チェックリスト形式)
2. 判断基準と関連した取組に関する状況(自由記述)
3. 荷待ち時間等の状況

③ 物流統括管理者（CLO）の選任

＜物流統括管理者の要件＞
事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある役員等の気鋭幹部から選任

特定荷主の効率化の取組が著しく不十分である場合、国から**勧告**を受けることがあります
勧告に従わない事業者は、**事業者名の公表**、さらに**罰金**が科される事があります

詳細はこちら



物流効率化法
ポータルサイト

詳細はこちら



経済産業省HP

詳細は「物流効率化法ポータルサイト」
「経済産業省HP」をご確認ください

（掲載情報）※最新情報を随時更新中

- ・荷主・連鎖化事業者向けパンフレット
- ・荷主・連鎖化事業者の判断基準解説書/パターン集
- ・荷主向け説明会 資料・動画 等

参考：物流効率化の主な支援策（荷主中小企業向け）

中小企業省力化投資補助事業

事業概要：人手不足解消に効果のある製品、設備の導入、システム構築等を補助

補助率等：1/2 等

※補助率、補助上限額は従業員数等により変動



（例）無人搬送車

詳細はこちら



IT導入補助金

事業概要：業務効率化やDX等に向けた ITツールの導入を補助

補助率等：1/2 等

※補助率、補助上限額は枠・類型により変動



（例）物流システム

詳細はこちら

